

8 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価

8.10 自然との触れ合い活動の場

8.10 自然との触れ合い活動の場

8.10.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

自然との触れ合い活動の場の調査事項及びその選択理由は、表 8.10-1に示すとおりである。

表 8.10-1 調査事項及びその選択理由：自然との触れ合い活動の場

調査事項	選択理由
①主要な自然との触れ合い活動の場の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④自然との触れ合い活動の場に係る計画等 ⑤法令による基準等	<p>工事の施行中においては、計画地内緩衝緑地の整備及び施設の解体、建設による利用制限が考えられる。</p> <p>工事の完了後においては、緩衝緑地の整備による影響が考えられる。</p> <p>以上のことから、計画地内緩衝緑地について、左記の事項に係る調査が必要である。</p> <p>なお、緩衝緑地の出入口は工事用車両及びごみ収集車両等の通行がないことから、利用経路の調査は実施しない。</p>

(2) 調査地域

調査地域は、計画地内緩衝緑地とした。

(3) 調査方法

ア 主要な自然との触れ合い活動の場の状況

(7) 既存資料調査

既存資料を整理・解析した。

(4) 現地調査

現地調査では、図 8.10-1に示す計画地内緩衝緑地における自然との触れ合い活動の場における設備の設置状況及び利用状況を確認した。

調査期間は、表 8.10-2に示すとおりである。

自然との触れ合い活動の場における設備の設置状況は写真撮影により行った。写真撮影の諸元は、表 8.10-3に示すとおりである。また、利用状況に関する調査は、2時間ごとに調査地域を踏査し、利用実態を目視等で把握することにより行った。

表 8.10-2 調査期間

調査時期	調査日	調査時間帯
夏季	平日：平成 28 年 8 月 4 日（木） 晴 休日：平成 28 年 8 月 7 日（日） 晴	7:00～18:00
秋季	平日：平成 28 年 11 月 9 日（水） 曇のち晴 休日：平成 28 年 11 月 13 日（日） 晴	7:00～18:00
冬季	平日：平成 29 年 2 月 13 日（月） 晴 休日：平成 29 年 2 月 11 日（土祝） 晴	7:00～18:00
春季	平日：平成 29 年 4 月 25 日（火） 晴 休日：平成 29 年 4 月 29 日（土祝） 晴	7:00～18:00

表 8.10-3 調査（撮影）時の諸データ

項目	内容
調査日時・天候	平成 28 年 8 月 4 日（木） 7:00～18:00 晴 平成 28 年 8 月 7 日（日） 7:00～18:00 晴
使用カメラ	Panasonic DMC-LX5
使用レンズ	付属レンズ（5.1～19.2mm（35mm 判換算：24～90mm） / F2.0～3.3）

イ 地形の状況

既存資料を整理・解析した。

ウ 土地利用の状況

既存資料を整理・解析した。

エ 自然との触れ合い活動の場に係る計画等

既存資料を整理・解析した。

オ 法令による基準等

関係法令等を調査した。

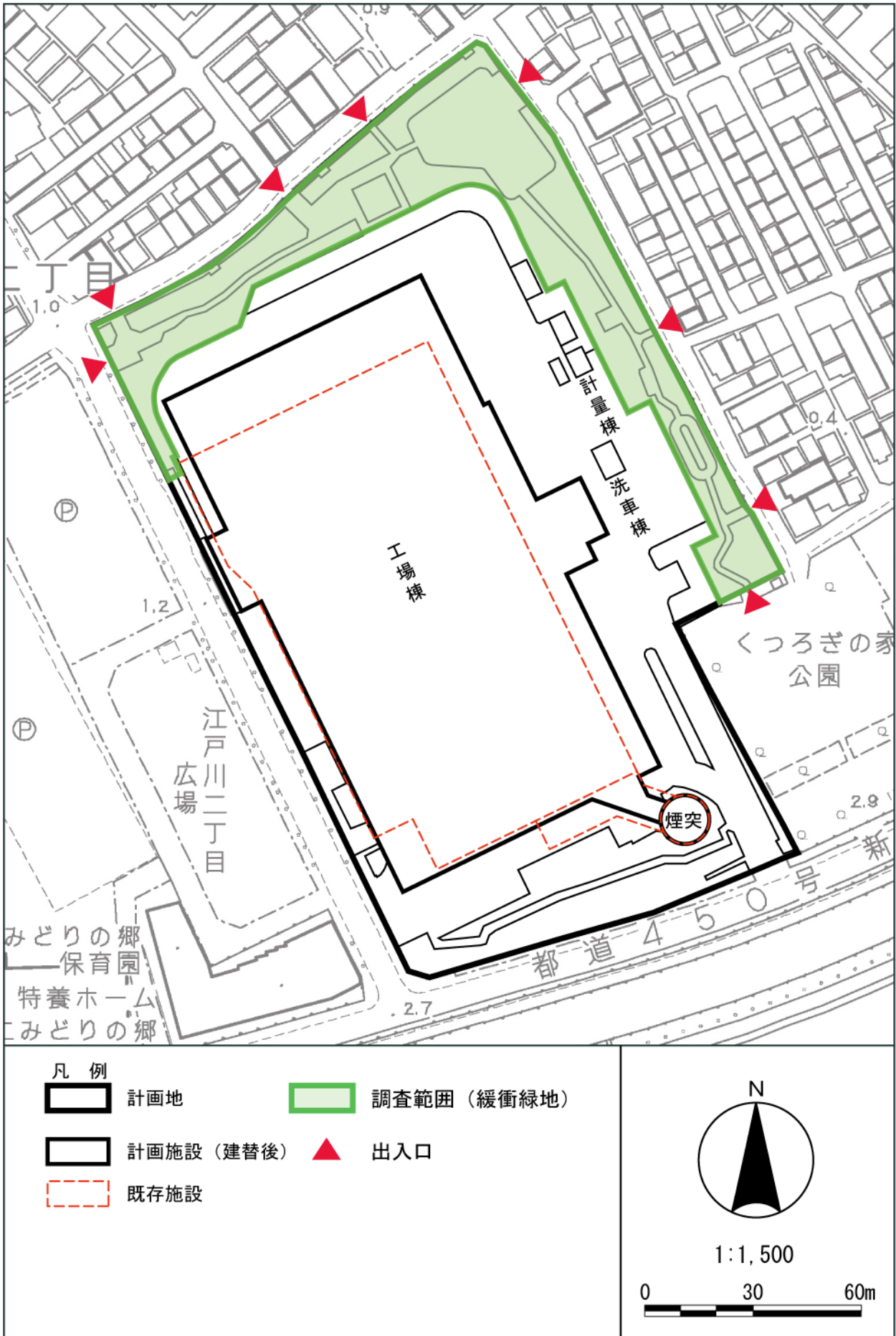


図 8.10-1 自然との触れ合い活動の場調査地点

(4) 調査結果

ア 主要な自然との触れ合い活動の場の状況

(7) 既存資料調査

江戸川清掃工場の平面図によると、計画地の自然との触れ合い活動の場としては、江戸川清掃工場緩衝緑地がある。

緩衝緑地は、江戸川清掃工場の敷地内にある敷地面積約5,000㎡の緑地である。管理は江戸川清掃工場が行っており、一般に開放されている。緩衝緑地には高木、中低木の植栽や広場のほか、ベンチが整備されており、利用者が自然と触れ合うことのできる環境が形成されている。

(イ) 現地調査

緩衝緑地内の設備等の状況は、写真 8.10-1(1)～(6)及び図 8.10-2に示すとおりである。

緩衝緑地内には、散策路、ベンチのほか、広場が設けられている。また、江戸川区の木であるクスノキのほか、コブシ、サザンカ等20種以上の植栽が植樹されており、散策や自然観察による利用、子どもたちの遊び場としての利用や広場でのゲートボールが可能となっている。

計画地の中心から見て、出入口は北西側、北側及び東側に位置しており、終日緩衝緑地内の通り抜けが可能となっている。なお、緩衝緑地内に駐車場は設置されていない。

調査を実施した時間帯における利用者数及び利用目的は表 8.10-4に示すとおりである。

平日及び休日、並びに季節を通じて利用者数や利用形態に大きな差はなく、朝夕の犬の散歩や、緩衝緑地内を通路として利用している歩行者及び自転車が多く、広場でのゲートボールやボール遊び等も見られた。また、緩衝緑地帯内に設置されたベンチにおいて休息をとる利用者が見られた。

表 8.10-4 利用者数及び利用目的調査結果

単位：人

利用目的	時間帯	平日							休日							
		7時	9時	11時	13時	15時	17時	合計	7時	9時	11時	13時	15時	17時	合計	
夏季	散歩	散歩・ウォーキング	3	18	21	9	6	5	62	-	21	13	12	13	5	64
		犬の散歩	6	2	-	-	-	7	15	6	4	-	-	-	4	14
		自転車	1	4	5	6	8	-	24	-	6	6	9	6	-	27
	遊び・運動	ゲートボール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		ボール遊び	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-
		昆虫採集	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
	休憩	ベンチ利用	-	1	1	1	2	3	8	-	1	3	1	3	-	8
	その他	清掃活動	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
合計		11	25	27	16	16	17	112	6	34	22	22	22	10	116	
秋季	散歩	散歩・ウォーキング	3	9	19	10	16	-	57	5	11	15	16	8	1	56
		犬の散歩	12	3	1	-	-	2	18	5	2	2	-	1	2	12
		自転車	2	4	3	5	7	-	21	1	1	5	11	4	-	22
	遊び・運動	ゲートボール	-	6	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-
		ボール遊び	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		昆虫採集	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2
		その他	-	-	-	-	3	-	3	-	-	2	5	4	-	11
	休憩	ベンチ利用	-	1	1	1	1	-	4	-	-	2	3	-	1	6
	その他	清掃活動	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1
合計		18	23	38	16	27	2	124	12	14	26	37	17	4	110	
冬季	散歩	散歩・ウォーキング	2	12	14	17	18	8	71	3	3	21	10	9	6	52
		犬の散歩	3	-	3	-	3	4	13	7	1	2	-	3	4	17
		自転車	-	4	6	5	7	1	23	1	1	2	5	11	2	22
	遊び・運動	ゲートボール	-	-	-	-	-	-	-	-	7	9	-	-	-	16
		ボール遊び	-	-	-	-	-	5	5	-	-	-	-	2	-	2
		昆虫採集	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	-	-	1	-	-	-	1	-	-	2	-	-	-	2
	休憩	ベンチ利用	-	-	1	4	1	-	6	-	2	4	4	3	-	13
	その他	清掃活動	-	1	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
合計		5	17	26	26	29	18	121	11	14	40	19	28	12	124	
春季	散歩	散歩・ウォーキング	4	8	17	10	9	4	52	6	8	19	14	15	5	67
		犬の散歩	7	-	1	-	1	9	18	3	6	4	-	-	6	19
		自転車	-	1	4	8	5	1	19	1	6	4	12	4	1	28
	遊び・運動	ゲートボール	-	7	7	-	-	-	14	-	6	6	-	-	-	12
		ボール遊び	-	-	-	-	-	4	4	-	-	-	2	2	4	8
		昆虫採集	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	4	8
	休憩	ベンチ利用	1	-	2	1	1	-	5	-	2	2	4	-	-	8
	その他	清掃活動	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
合計		12	16	31	19	16	18	112	11	28	35	33	24	20	151	

注：表中の「-」は、0人を示す。



散策路を南西側から撮影

写真 8.10-1(1) ①散策路



散策路を南西側から撮影

写真 8.10-1(2) ②散策路



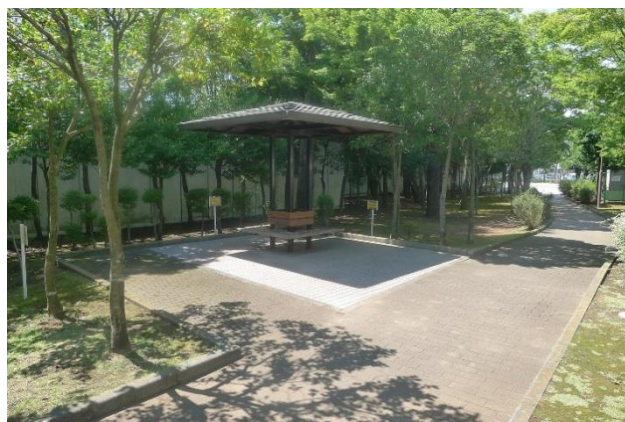
広場を南東側から撮影

写真 8.10-1(3) ③広場



広場を北西側から撮影

写真 8.10-1(4) ④広場



東屋を南東側から撮影

写真 8.10-1(5) ⑤東屋



散策路を南側から撮影

写真 8.10-1(6) ⑥散策路

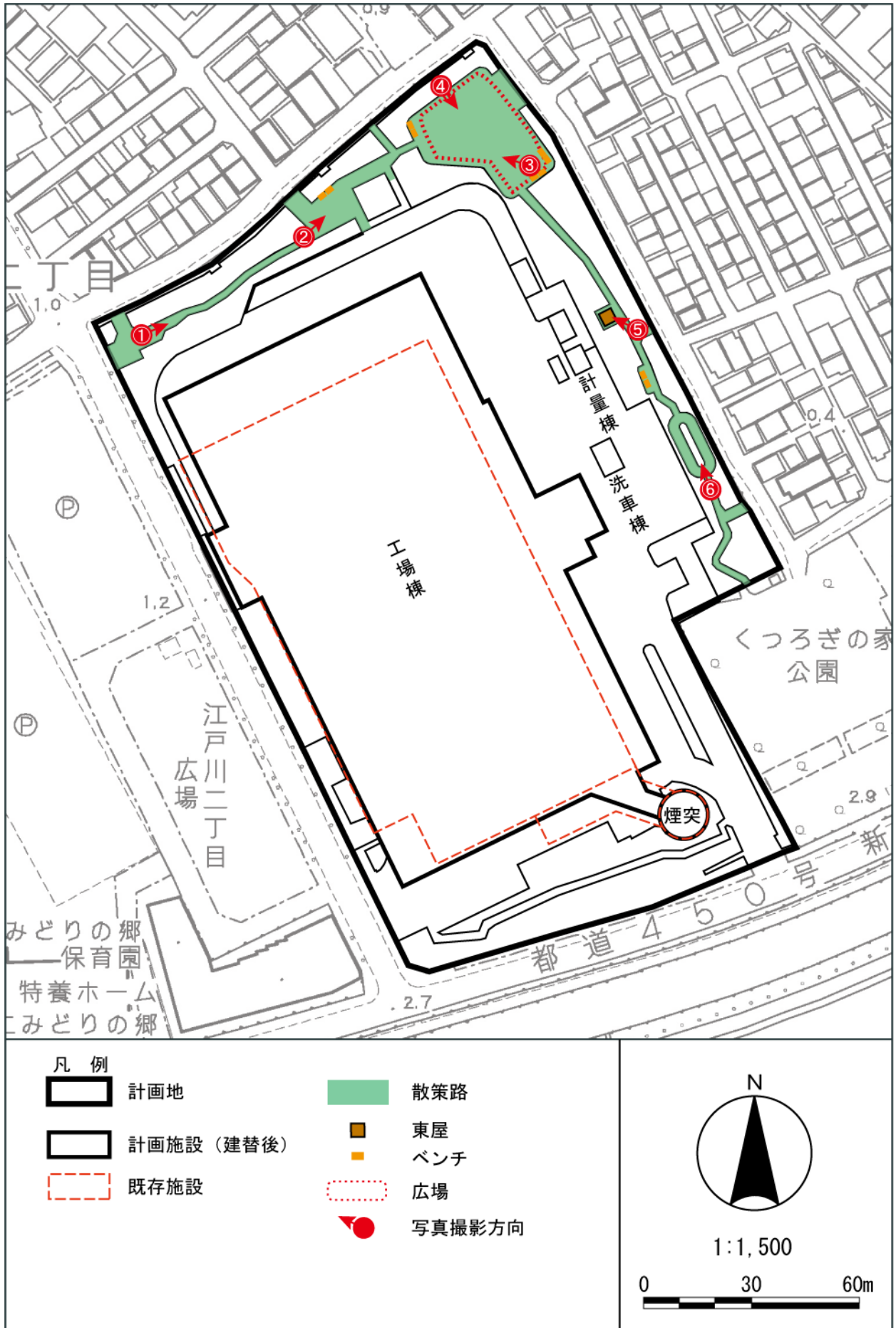


図 8.10-2 自然との触れ合い活動の場 調査地点の設備等の状況

イ 地形の状況

計画地周辺の地形の状況は「8.5 地盤」の「8.5.1 現況調査(4) 調査結果 ア 地盤の状況 (ア)低地、台地等の地形の状況」(p.354～p.355参照)に示したとおりである。

ウ 土地利用の状況

計画地周辺の土地利用の状況は「7.3 (参考)地域の概況」の「7.3.1 一般項目(4)土地利用」(p.77～p.91参照)に示したとおりである。

エ 自然との触れ合い活動の場に係る計画等

(ア) 江戸川区みどりの基本計画(平成25年4月、江戸川区)

「江戸川区みどりの基本計画」は、みどりの施策に関する基本方針として「みどりを守る」、「みどりを育む」、「みどりを創る」が示されている。

(イ) 東京都環境基本計画(平成28年3月、東京都)

「東京都環境基本計画」は、生物多様性の保全・緑の創出に関する目標を定めており、都市空間等における緑化に関する施策の方向性として「あらゆる都市空間における緑の創出」及び「エコロジカル・ネットワークの構築」が示されている。

オ 法令による基準等

(ア) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)

この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和31年法律第79号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としている。事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならないとしている。

計画地には、「都市緑地法」に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定はない。

(イ) 江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例(平成17年、江戸川区条例第59号)

この条例は、事業者による住宅等整備事業に関し、必要な手続及び基準その他必要な事項を定め、もって区民の生活環境の向上を図るとともに、人と環境にやさしいまちづくり及び豊かなコミュニティの形成に寄与することを目的としている。事業者は、この条例の目的を達成するため、この条例その他の関係規程を遵守するとともに、自らの責任において必要な措置を講じなければならないとしている。

この条例に基づき、建設工事の着手に先立ち行う事業計画書等の届出においては、緑地の位置、緑化面積、樹木の種類及び高さ並びに本数等について江戸川区と事前相談及び協議を行う。緑化が完了したときは、工事完了書等の提出により報告する。

(ウ) 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年、都条例第216号）

この条例は、他の法令と相まって、市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを楽しみ、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的としている。事業者は、事業活動を行うに当たっては、自然の保護と回復に自ら努めるとともに、知事が実施する自然の保護と回復に係る施策に協力しなければならないとしている。

計画地には、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく保全地域の指定はない。

8.10.2 予 測

(1) 予測事項

予測事項は、以下に示す項目とした。

- ・建替工事に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度

(2) 予測の対象時点

ア 工事の施行中

施設の建替工事に伴う仮囲いで利用が制限される時点とした。

イ 工事の完了後

施設の稼働が通常の状態に達した時点とした。

(3) 予測地域

現況調査の調査地域に準じた。

(4) 予測方法

自然との触れ合い活動の場の位置や、利用状況と本事業の計画を重ね合わせる方法とした。

(5) 予測結果

ア 工事の施行中

施設の建替工事中は、建設機械等の稼働に伴う粉じん及び騒音の発生が予測されるが、仮囲いや解体工事中の全覆い仮設テント等の設置による環境保全措置を行う計画である。仮囲いの範囲は、広場を除く緩衝緑地内北側及び東側の散策路辺りまでとなるが、計画地北側及び東側の道路に緩衝緑地に沿って歩道が整備されていること、ゲートボール等が行われている広場は開放していることから、利用環境に大きな影響はないものとする。

また、緩衝緑地の整備は、仮囲いの範囲外に生育する既存樹木をそのまま残す計画である。したがって自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化を最小限にとどめられるものとする。

イ 工事の完了後

現況の緩衝緑地は地域住民の憩いの場として、朝夕の犬の散歩、休息、広場でのゲートボール等に利用されている。工事の完了後は、図 8.10-3に示すように現況と同様の配置に再整備する計画である。また、新たに植栽する樹木は江戸川区みどりの基本計画に配慮し、季節感に配慮した植栽を行う計画である。

したがって本事業の実施により、自然との触れ合い活動の場は周囲の街路や地域のみどりとの調和が図られるものと予測する。なお、緩衝緑地の整備計画の詳細は、事業の進捗にあわせて関係各機関等と協議を行い決定する予定である。

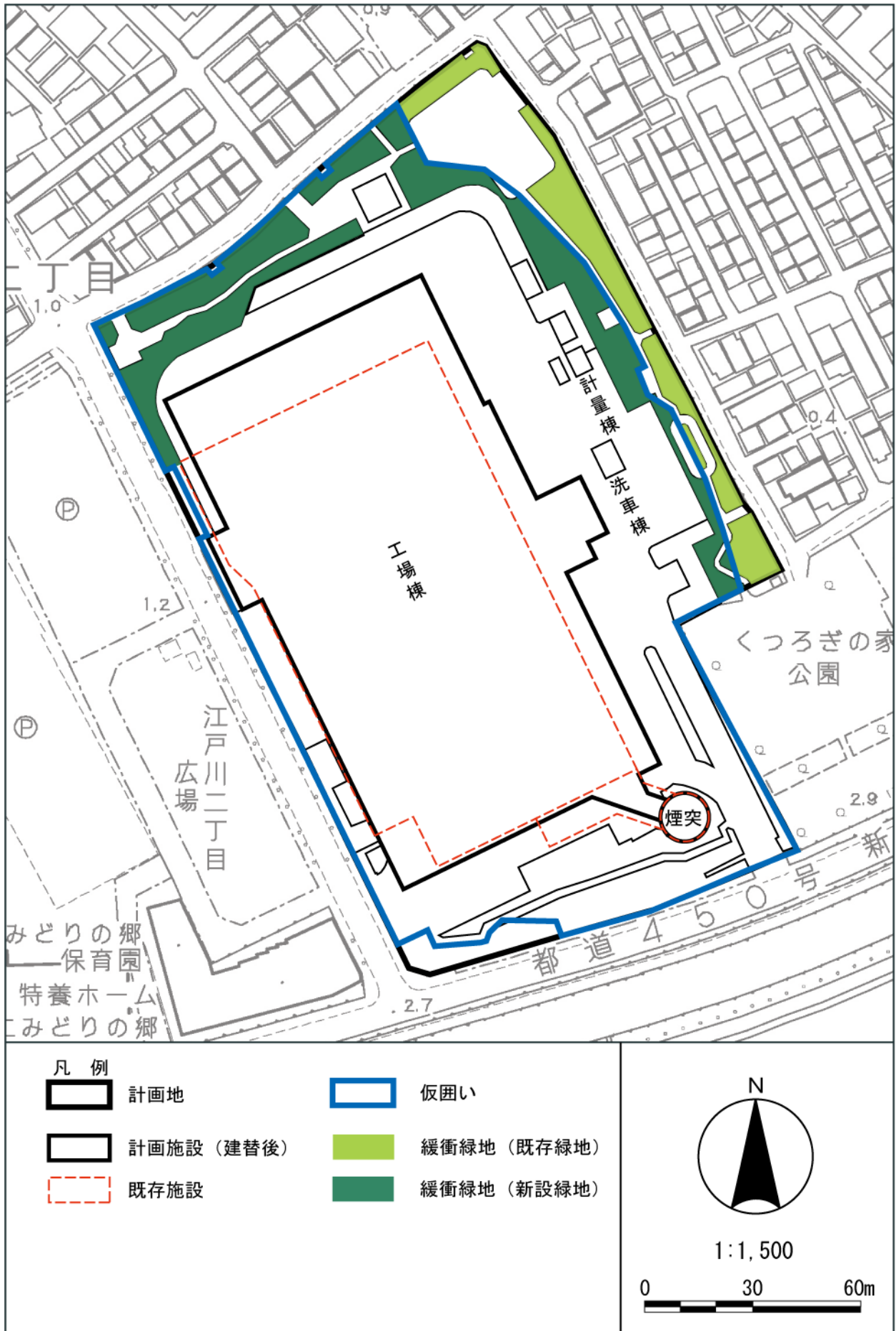


図 8.10-3 緩衝緑地整備計画図

8.10.3 環境保全のための措置

(1) 予測に反映した措置

ア 工事の施行中

- ・工事区域では、仮囲いや解体工事中の全覆い仮設テント等の設置による粉じん及び騒音の低減、散水等による粉じんの飛散防止等を行う。

イ 工事の完了後

- ・「江戸川区みどりの基本計画」等の自然との触れ合い活動の場に係る各種計画等を考慮した緑化計画を実施する。

(2) 予測に反映しなかった措置

ア 工事の施行中

- ・緩衝緑地の利用者を含める歩行者等の安全確保のため、計画地の工事用車両の出入口付近に交通整理員を適切に配置する。

8.10.4 評価

(1) 評価の指標

ア 工事の施行中

自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響がないことを評価の指標とした。

イ 工事の完了後

評価の指標は、工事の完了後において、以下に示す指標とした。

- ・自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響がないこととした。
- ・「江戸川区みどりの基本計画」に示されている基本方針「みどりを守る・みどりを育む・みどりを創る」とした。

(2) 評価の結果

ア 工事の施行中

施設の建替工事中は、粉じん、騒音による影響を低減するため、仮囲いや解体工事中の全覆い仮設テント等の設置及び散水等を行う。工事中は緩衝緑地の一部が仮囲いの範囲となるが、仮囲いの範囲外に生育する既存樹木をそのまま残す計画であり、緩衝緑地に沿って歩道があること、ゲートボール等が行われている広場は開放していることから、利用環境や自然との触れ合い活動の場が持つ機能への影響は最小限にとどめられるものとする。

したがって、評価の指標とした、自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響がないことを満足すると考える。

イ 工事の完了後

工事の完了後は、一部の既存樹木を残しつつ現況と同様の配置に再整備し、十分な緑地を確保する。また、新たに植栽する樹木は「江戸川区みどりの基本計画」に基づき、季節感に配慮した植栽を行い、適切に維持管理していく計画である。

したがって、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に影響がないこと」及び「江戸川区みどりの基本計画」に示されている基本方針「みどりを守る・みどりを育む・みどりを創る」を満足するものとする。

